

雨竜町公用車売却に係る一般競争入札実施要領

1 入札物件

○物件番号 No.1

自動車種別 普通

車 名 日野

車 種 リエッセ（マイクロバス）

登録番号 旭川200 さ 63

型 式 KK-RX4JFEA（原動機J05C）

排 気 量 5.30L

乗車定員 29人

初度登録年月 平成12年3月

車検有効期間 令和9年4月25日（満了）

走行距離 208,857km（令和8年8月26日現在）

※本件引き渡しまで、100km程度走行予定のため留意すること。

最低売却価格 270,000円（消費税及び地方消費税を含む）

備 考 入札参加者は、入札前に必ず物件を確認し、物件の状態、装備、付属品等を承知した上で入札するものとします。付属品：鍵2本、冬タイヤ

○物件番号 No.2

自動車種別 大型特殊

車 名 エッチケー

車 種 ロータリ除雪自動車

登録番号 旭川900 る 687

型 式 SB-KR7A（原動機S6K）

排 気 量 6.37L

乗車定員 2人

初度登録年月 平成18年11月

車検有効期間 令和8年11月14日（満了）

走行距離 54,937km（令和8年4月17日現在）

最低売却価格 550,000円（消費税及び地方消費税を含む）

備 考 入札参加者は、入札前に必ず物件を確認し、物件の状態、装備、付属品等を承知した上で入札するものとします。付属品：鍵1本、夏タイヤ、草刈モア一式

なお、入札は物件番号ごとに行うものとします。入札参加者は、入札を希望する物件番号ごとに入札書を提出してください。

2 入札物件の公開

日 時 令和8年9月2日（水）から令和8年9月4日（金）

午前10時から午前11時まで

場 所 雨竜町役場

※物件をご覧になる方は、事前に総務課総務担当（TEL0125-77-2211）にご連絡ください。なお、車両を運転することはできません。

3 入札参加者の資格

- （1）個人又は法人その他の事業者であること。
- （2）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- （3）過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から6号までの規定に該当したことがない者
- （4）市町村税及び国保等保険料を滞納していない者
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその構成員並びにその構成員が事実上経営に参加している会社等でないこと

4 入札参加申込み手続き

- （1）入札参加申込期間及び申込先

【受付期間】 令和8年9月7日（月）から令和8年9月18日（金）まで

午前9時から午後5時 但し、土曜、日曜及び祝日は除く

【申 込 先】 住所：雨竜郡雨竜町字フシコウリウ 104 番地

雨竜町役場 総務課総務担当（庁舎1階）

- （2）申込方法

本要領に添付の「一般競争入札参加申込書」、「誓約書」に記入、押印（法人の場合は社印及び代表者の印）の上、「（3）申込時に必要な書類」を添えて、総務課総務担当にお申込みください。（郵送可能）

- （3）申込時に必要な書類

【個人の場合】

- ① 運転免許証の写し又は本人の住所、氏名等を確認できるもの。
- ② 市町村民税納税証明書（令和7年度分） ※非課税の場合はその証明書

【法人・事業者の場合】

- ① 法人登記現在事項証明書等
- ② 主たる事業所の所在地の市町村が発行する市町村民税納税証明書（令和7年度分）

注）証明書類は、3ヶ月以内に発行されたものとします。

5 入札の日時及び場所

日 時 令和8年9月25日（金）午前10時

場 所 雨竜町役場 2階大会議室

6 入札に必要な書類

- ・入札書（別紙様式）
- ・委任状（代理人が入札する場合、別紙様式）
- ・印鑑（入札参加申込書に使用したもの。代理人の場合は委任状に使用したもの）

7 無効となる入札

次のいずれかに該当する入札は無効となりますのでご注意ください。

- ① 入札参加資格の無い者がした入札
- ② 記載事項の不明な入札又は記名、押印のない入札
- ③ 金額を訂正した入札又は意思表示が不明瞭な入札
- ④ 同じ物件について2通以上の入札をした入札
- ⑤ 入札に関し不正行為のあった入札
- ⑥ その他入札条件に違反のあった入札

8 落札者の決定

- （1）開札の結果、最低売却価格以上の入札のうち、最高金額による入札者を落札者とします。
- （2）落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、「くじ」をもって落札者を決定します。

9 入札保証金及び契約保証金

免除とします。

10 契約の締結及び売却代金の納入

- （1）契約金額は、入札書に記載された金額（消費税及び地方消費税を含む金額）となります。
- （2）落札者は、「物品売買契約書」により、落札決定から7日以内に契約を締結していただきます。
期日までに契約を締結しないときは、その落札は無効となります。
- （3）売買代金は、町が発行する納付書により、その発行日から14日以内に全額納入してください。

11 物件の引渡し

- (1) 物件の引渡しは、売却代金の納入を確認した後とします。
- (2) 移転登録等すべての手続きは落札者の負担で自ら行うものとします。また、移転登録後に自動車検査証、又は解体する場合は抹消登録証明書の写しを提出していただきます。
- (3) 物件の引渡し方法は現保管場所での現状引渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。
- (4) 物件番号 No.1 (車名：日野) については、車両外部の前面及び両側面前方の3箇所に「雨竜町」の文字がラッピングされた状態で引き渡すものとします。

物件番号 No.2 (車名：エッチケー) については、車両外部に「雨竜町」、「国土交通省補助除雪機械」、「建設機械 S18-2609 雨竜町」の文字等がラッピングされた状態で引き渡すものとします。

引渡し後、落札者は自己の負担と責任において、引き渡し後60日以内に前記のラッピングを撤去し、ラッピング撤去後の車両の状態が確認できる写真を撮影し、雨竜町役場総務課総務担当に提出するものとします。

12 入札に関する問い合わせ先

〒078-2692 雨竜郡雨竜町字フシコウリウ 104 番地
雨竜町役場総務課総務担当
電話 0125-77-2211